

國學院大學學術情報リポジトリ

フォーラム「画像資料の公開と知的財産権」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒崎, 浩行 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001763

フォーラム「画像資料の公開と知的財産権」

黒崎 浩行

はじめに

國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所「デジタル・ミュージアムの構築と展開」プロジェクトは、平成20年3月8日(土)、画像資料研究フォーラムXI「人文科学と画像資料研究—画像資料の公開と知的財産権—」を開催した。

本フォーラムは、國學院大學学術フロンティア事業「劣化画像の再生活用と資料化に関する基礎的研究」(平成11～18年度)の企画として、平成15年度より継続してきたものである。これまでの成果は研究報告『人文科学と画像資料研究』(第1～5集)に収録されている。

11回めのフォーラムでは、学術資料における知的財産権をめぐる状況を具体的に把握し、今後の展開に向けて議論を深めることを目標とした。

報告1：安西晴美氏「文化財画像の知的財産保護試案」

安西氏は、國學院大學の事務局財務部管財課主任であるとともに、東京理科大学専門職大学院総合科学技術経営研究科に籍を置いて知的財産戦略を専攻し、「日本ブランドの強化」という観点から日本の伝統文化を知的財産として保護する施策について研究してきた。この報告では、対象を文化財画像にしぼり、「文化財画像に著作権はあるのか」、「文化財画像を誰でも自由かつ無償で利用しているのか」、「文化財画像をどのように保護すべきか」について検討した。

文化財自体に著作権がない場合、それを撮影した写真画像に著作権はあるのだろうか。平面的な絵画・書などを撮影した写真は、創作性がないものとして著作権がないものとみなされる。また、有体物としての原作品の所有権は、無体物である著作物に及ばない。

一方、文化財画像のデジタルアーカイブが国内外の機関で公開されているが、これらの画像は誰でも自由に、無償で利用できるのだろうか。著作権の切れた絵画の高画質スライド写真の製作に要した努力は、オリジナルに忠実なものを製作するための労力であり、そこに創作性はないとして、著作権が認められなかった判例がある。

それでは、デジタルアーカイブの製作者や、原本の保管・修復に多大な費用をかけている文化財保有者と、画像の活用によって利益を得る利用者との間で、公平な費用負担を図るには、どうすればよいか。安西氏は、コピープロテクトによる技術的な保護のほかに、商標登録されたマークを画像に付加することにより無断使用を防ぐ方法と、著作隣接権の考え方を応用して新たな制度を導入するという方法を提示した。

報告2：田良島哲氏「文化財のデジタルアーカイブにおける実務的課題」

田良島氏は、東京国立博物館情報管理室長としての実務経験をもとに、博物館における写真画像の作成・管理・提供の経緯と、デジタル化による変化、画像提供業務のビジネス化について説明した。

東京国立博物館では、館内の写真室で所蔵

品の撮影を行ってきた。また、特別観覧(写真撮影)として、展示室で所蔵品を直に見るかわりに写真撮影を行いたいという要望に応じてきた。さらに写真を撮影するかわりに、保存されている写真原板を貸すという仕方でも応じてきた。今日これらの写真原板はデジタル化されており、画像情報管理システムを構築して、所蔵品管理システムと連携している。

特別観覧(原版使用)の手続きは行政的な許可行為だが、デジタル画像の利用許諾を民事的な契約行為とすることで、事務の合理化を図った。画像の作成・供給は東京国立博物館、画像利用の受付・提供はDNPアーカイブ・コムという役割分担を行っている。

これによるメリットとしては、画像利用許諾の対応が速くなったこと、利用範囲が拡大したこと、博物館側の事務が軽減されたこと、博物館の自己収入が増加したことが挙げられる。課題としては、画像の品揃えのさらなる充実、料金設定の判断が難しいことなどが挙げられる。

報告3：小川直之氏「学術資料アーカイブスの今後」

小川氏は、これまでの学術フロンティア事業の成果を今後どのように展開させていくか、そのさいの知的財産権の位置づけを説明した。

写真は、文字記録ではとらえられなかったものをとらえ、表現する技術として人文科学においてその有効性が見いだされてきたものであり、今後は写真以外の音声資料などもアーカイビングし、これらを体系化していくことで研究成果としての付加価値をつけることを目指していく。

次に、学術資料アーカイブスを大学が維持・運営するさい、経営的問題の解決法として、知的財産権の保護施策が視野に入る。それと同時に、歴史文化資料を知的財産として

認識し、図書館や博物館などの機関や、地方自治体等の文化財保護・文化事業においてその適切な保護・活用を図ることのできる人材を育てる知財教育を、大学としてカリキュラム体系化することが望まれる。

コメント1：平藤喜久子氏

平藤氏は、*Encyclopedia of Shinto* (改訂英訳版『神道事典』)のオンライン公開に携わってきた経験をもとに、コメントと質問を行った。

まず、大学としての知的財産ポリシーを定める必要性を示した。これは、著作権法上の「職務著作」として國學院大學が著作者となる場合があることによる。そして、大学が発信する情報の権利者名を明示すること、大学が発行する雑誌に掲載された論文の二次利用についてのルールを一元化することが必要であるとした。

文化財画像については、学術的利用、教育的利用を妨げない形での提供が望ましいが、博物館などの提供機関でそのための配慮はなされているか、また知的財産権に関する制度運用上でそのような配慮があるかを質問した。

コメント2：齊藤智朗氏

齊藤氏は、校史・学術資産研究センターでの経験にもとづき、公開する資料をめぐる「相手の権利」を視野に入れるべきことを示した。たとえば神社文書の写真では、撮影時点において個人対個人の信頼関係で可能となったものの成果物が、そのまま組織対組織の関係に移行できるかという問題がある。また、祭礼・神社関係写真では肖像権の問題がある。これらの過去の研究活動で遺された資料の権利関係を厳密に処理したうえでないと公開できないとすれば、何もできなくなるかもしれない。そして、知的財産権の問題を取り扱う法律の専門家を含めた部局を設置すべきであるとし

て、文部科学省の大学知的財産本部整備事業に触れた。

討論

知的財産の専門部局について、安西氏は、理系の大学ではその必要性がすでに大きな問題となっていることを指摘した。また、大学の研究・教育活動で生み出された著作物は、著作権法第15条の「職務著作」の規定から、教員個人ではなく大学が著作権を有するという解釈が可能だが、あいまいになっているのが実情であるとした。

教育的利用への配慮について、田良島氏は、著作権法第35条にもとづいて応じており、非営利目的全般についても、インターネットで無償提供することが、コストを考えても互いに楽であると応答した。また、文化財画像の教育的利用へ向けた大学としての取り組みについて、小川氏は、学内者のIDでログイ

ンすれば、ウェブで一般公開されているよりも詳しい情報を入手できる環境（ユニバーシティ・ドメイン）を、文化財画像についても構築すべきとした。

公開する資料をめぐる「相手の権利」についての齊藤氏の懸念をめぐって、フロアから中村耕作氏（研究開発推進機構リサーチ・アシスタント）は、学術資料データベースの公開以来、特にその種の問題は起こらなかったことを指摘した。

まとめ

知的財産権という観点から画像資料の公開をとらえることで、研究・教育機関としての大学の社会的使命があらためて浮き彫りになった討議であった。今後は、知的財産権保護の施策導入や、文化財画像を活用した知財教育の充実を図ることが、画像資料の公開を有効に進めるにあたって求められよう。